

平成 21 年 5 月 25 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007～2008

課題番号：19520618

研究課題名 (和文) 「ネーション・アドレス」論の最終構築

研究課題名 (英文) Towards a comprehensive study on 'nation address'

研究代表者

有光 秀行 (HIDEYUKI ARIMITSU)

東北大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80253326

研究成果の概要：

これまで積み重ねてきた「ネーション・アドレス」研究を最終構築段階に入れるべく、国内で参照不可能な地方史関係刊行物、さらにイングランド司教文書・ノルマン朝国王文書・12世紀を中心とした教皇庁文書などのうち、これまで未検討であった史料にあたって分析を行ない、とくに「文書形式」そのものの伝播・継承・変化についてデータを充実させ、総合的な像の構築をこころみた。同時に、地域の実情（「ノルマン人」の定着度）とのかかわりについても考察した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世史・イギリス・ネーション・証書

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は中世ブリテン諸島におけるネーションの問題に取り組み、成果を上げてきた。とりわけ証書については、その冒頭の挨拶文におけるネーションのあげかた（ネーション・アドレス）に特に注目して分析するという、独自の手法でこれまでとどろくみ、国内のみならず海外の学会報告でも注目を集めてきた。

2. 研究の目的

これまでの研究の進捗状況と、高い評価に鑑み、「ネーション・アドレス」研究を最終構築段階に入れ、またその成果を社会に広く公開する最終準備のために、今回の研究を計画した。まず「文書形式」そのものの伝播・継承・変化について、これまでの研究史をふまえた、総合的な像の構築をおこなうことをひとつの目標とした。また、これまでの「ネ

イション・アドレス」分析と、地域研究の成果とつきあわせてみることで、「ネイション・アドレス」への理解を深めることを、今回の研究のもう一つの目標とした。

3. 研究の方法

「文書形式」そのものの伝播・継承・変化を検証するため、T. A. M. Bishopの*Scriptores Regis*などの古典的研究における文書形式論を参照しつつ、編纂手法上の問題のため、これまで分析の対象からはずしていた*Regesta Regum Anglo-Normannorum*の vols. 1,2における「ネイション・アドレス」使用例の析出をおこなうほか、*English Episcopal Acta*の初期の巻を再検討すると同時に、この間新しく刊行された巻を分析、このほかいくつもの史料集にあたるなどして、考察対象例のさらなる蓄積につとめた。さらに、教皇庁文書とイングランド文書との関連性を探るべく、C. R. and M. G. Cheney (eds) *The Letters of Pope Innocent III*を参照すると同時に*Papsturkunden in England* hrsg W. Hortzmannの1, 2を分析した。

4. 研究成果

English Episcopal Acta (イングランド司教文書集)の初期の巻をかつて検討したさい、それらに概要は述べられているがテキスト自体の掲載がない証書群については、チェックが不能であった。その多くが、日本でほとんど参照不能な地方刊行物として活字化されていたためである。ロンドン大学で集中してそれらにあたることができたため、リンカン、カンタベリ、ヨーク、ノリッジ、ヘリフォード、ウインチェスタの各司教文書について、いっそう詳細なデータを収集蓄積することができ、研究代表者の既発表の分析データを若干修正する必要も生じた。だがこれまでの議論の大枠をかえる必要に迫られたわけではない。そこで、以下では新しく読んだ史料分析の成果について述べる。

English Episcopal Acta vol. 32, Norwich 1244-1266, ed., Ch. Harper-Bill, 2007を検討したが、13世紀半ばの史料であることから予想されたように、ネイション・アドレスは見られなかった。またAppendixに、既刊行の1070年から1243年分の補遺があるが、そこにもなかった。

English Episcopal Acta vol. 33, Worcester 1062-1185, eds. M. Cheney et al.を検討した。8人の司教に関わる、223通の

文書(うちオリジナルが45)、および現存しない文書42通への言及がある。イントロダクションで指摘されているのは、司教たちが多くの聖職者書記をかかえており、自前で証書を作成し得たこと、および、証書文言の標準化が増大するのは12世紀の第三四半世紀であって、これが「官僚制的統一化」の証拠であること、司教ジョンの時代(1151-57)が大司教シオバルドの書記局からの影響を持ち込んだ可能性があること(ただし先任者のと同様いろいろなところからの影響が入り交じった証書も多い)(以上 p. lxiv)、*general address*(ひろく万人にむけた挨拶)はサイモンの時代(1125-50)にはじまり、ひじょうにヴァラエティに富むが、上述のジョンの時代から標準化されていく(以上 p. lxv)ことである。ちなみに、のちに一般的になっていく、*general address*を文頭におくスタイルはすでに上述サイモンの時代にみられるが、それが直ちに一般化しないこととあわせ、Bishop, *English Bishops' Chanceries*, p. 69にすでに指摘がある。さて、本巻で唯一ネイション・アドレスをもつのは、司教アルフレッド(在位1158-60)にかかわる文書全8通のひとつ(no. 155、発行年月日は彼の在位年以上に詳しく詰められない。アーベルという聖職者への、スタンヒルの1ヴァーゲイトの土地下賜を証するもの)で、'Francis et Anglis'「フランス人とイングランド人」が名宛人にある。歴代ウースタ司教の証書中では例外的存在といってよいかもかもしれない。アルフレッド自身の在位期間が短く、彼の証書中で例外的存在だったといっただうかいは難しいが、ここで注目しておきたいのは、彼がそもそもヘンリ2世に仕える聖職者であったことである(p. lxvi)。国王の尚書部で使われることのあったアドレスを彼が利用した可能性がある。

English Episcopal Acta vol. 34, Worcester 1186-1218, eds. M. Cheney et al.を検討した。ここではネイション・アドレスをもつ証書は検出できなかった。なお、他の司教区などでも、12世紀後半から'Universis (もしくはOmnibus) sancte matris ecclesie filiis ad quos presens scriptum pervenerit', 'Universis Christi fidelibus ad quos presens carta pervenerit'(「この文書にふれるだろうすべての、聖なる母たる教会の子供に(あるいは、キリストに忠実な者たちに)」というアドレスが一般化するが、それがここでも確認されている(pp. lix-l)。

Medieval Miscellany for Doris Mary Stenton, eds. Patricia M. Barnes et al.,

London, 1962 所収のいくつかの論文・証書集を検討した。'The Original Charters of Herbert and Gervase Abbots of Westminster (1121-1157)' by Pierre Chaplais 中で8つあげられている証書のうち、ひとつ(no.6)に「フランス人とイングランド人」へのネイション・アドレスがあった(p. 103)が、特に説明は附されていなかった。この論文では、ある聖職者書記が、教皇庁の Privilegium (「特許状」、参照・*The Letters of Pope Innocent III(1198-1216) concerning England and Wales*, eds. C. R. And M. G. Cheney, Oxford, 1967, p. xiii; Poole, *Lectures on the History of the Papal Chancery down to the time of Innocent III*, Cambridge, 1915, p. 100) で使用されるタイプの小文字をまねて、かなり成功していることの指摘があり(p.97)、文書における、この場合は文言ではないものの、ローマ・イングランド間の影響関係として注目される。'Blyborough Charters' by Kathleen Major では、Roger of Mowbray が発給した2通の証書 (nos. 2 & 4、前者は1150年頃、後者は1160-1170年頃) に「フランス人とイングランド人」へのネイション・アドレスがあった。Blyborough はリンカンシャーにあるが、ダラム司教座教会に属する施設であった由(p. 203)である。歴代のダラム司教は、イングランドの司教中例外的と言っていいくらい高い割合で、しかも遅く13世紀初頭まで、ネイション・アドレスをふくむ証書を発給し続けており、両者の関係も一考の必要がある。

Papsturkunden in England, hrsg. W. Holtzmann, 1930-1952 の1 Band Bibliotheken und Archive in London, 2 Band Die Kirchlichen Archive und Bibliotheken を検討した。歴代教皇がイングランドの国王や聖俗有力者に宛てて発給した書簡の集成であり、1 Band の、ロンドンの諸機関に保存されているものは全346通(若干の偽造文書を含む)、年代は11世紀初頭から12世紀末までだが、ほとんどは12世紀である。アドレスの文言は大きくいて、no. 4 の 'Victor episcopus servus seruorum Dei E. Regi Anglorum karissimo filio omnibusque principibus eius salutem et apostolicam benedictionem.' と、no.15 の、'Innocentius episcopus seruus seruorum dei. Dilectis filiis monachis sancte Mariae Magdalene de Ferleia tam presentibus quam futuris in perpetuum' の、2つの型が見て取れる。どちらも、イングランドの国王以下が利用する証書の文言の、構成要素とし

てよく用いられる諸語 ('omnibus...salutem' や、'tam presentibus quam futuris' など) をふくみもっており、おそらくはローマからイングランドへというベクトルの、影響があったことを伺わせている。ちなみに上記の2つの型は、12世紀末までどちらも使われるが、数ではno. 4に類似したものが半数以上を占める。ただし、ネイション・アドレスはここには見いだされなかったし、12世紀中にイングランドで発給される証書にふえていく、'Omnibus' もしくは 'Universis' ではじまるかたちのものもまた同様である。教皇庁文書の方に文書形式の高い保守性が見いだせるといえよう。2 Band の、教会に保管されている文書についても、当然と言えば当然のことながら、同様の分析結果を得ることとなった(1181年まで在位したアレクサンデル3世まで (no. 219) まで分析した)。

The Coucher Book of Furness Abbey, vol. II, part 1-3, ed. J. Brownbill, 1916, 1919 を検討した。Furness Abbey はイングランド西岸に位置し、マン島王国の教会とも密接な関係を持っている修道院で、John Stell という修士が編纂した証書集である(pt 1, p. v.)。ここでは、part 2 の nos. 12 & 16、スコットランド国王の constable であった Richard de Moreville (no. 12, p. 301) と妻 Avice (no. 16, p. 304) による、修道院への Newby という土地の寄進確認証書(寄進そのものをなしたのは Waltheof son of Edmund という人物)に「フランス人とイングランド人」へのネイション・アドレスがあった。作成はno. 12が1177年頃、no. 16が1177-1193年とされている。両文書の文言は酷似しているので、後者が前者を手本に書いた可能性は高いと思われる。一方no.24(p. 311)は、上述の寄進確認をさらに、国王ヘンリ2世が確認した証書である。1175-1180年のものとされているこの証書にも同様に、「フランス人とイングランド人」へのネイション・アドレスがあり、これとの関係も想定可能である。ちなみに同書で、このほかにネイション・アドレスが見られるのは、no. 22であり、1156-1166年に Roger de Mowbray が William Graindeorge によるヨーク司教座聖堂への土地寄進を確認した文書(「フランス人とイングランド人」)のみである。Nos. 21, 23も22とほぼ同内容だが、これらにはネイション・アドレスはない。

Regesta Regum Anglo-Normannorum, vol. 1, ed. H. W. C. Davis, Oxford, 1913 を検討した。イングランド王ウィリアム2世(在位1087-1110年)の証書について分析するた

めである。本史料集は同王の証書の英文摘要 199 通分（ただし兄であるノルマンディ公ロベールのものひとつを含む）と、付録部分に証書の本文（ラテン語）47 通分を収めている。摘要の中には、本文にネイション・アドレスがあることがわかるものもある（nos. 348, 357, 359, 364, 365, 374, 378, 381, 400, 451, 454, 473。ただし 357, 364, 365 には偽造文書の可能性がある）。付録でネイション・アドレスがある文書は、nos. LII, LIII, LVIII, LX, LXII, LXV, LXVI, LXXI, LXXVII, LXXXII, XCII（摘要の番号で記せば nos. 338, 340, 362, 374, 395, 402, 396, 418, 432, 477, 481）である。偽造の疑いがあるものをのぞけばネイション・アドレスをもつのは全部で 19 通で、198 通（ロベールののをのぞく）という全体の中での割合は、約 9.5%となる。ウィリアム 1 世治世について、かつて計算した割合の 3 分の 1 以下である。但しこれはあまり意味のない計算ともいえる。というのも、no. 374 のみ摘要と付録両方に収められている、ということは、摘要ではわからないがネイション・アドレスをもつ可能性のある文書はまだあることになるからだ。また 198 通全てが、ネイション・アドレスをもちうる writ-charter 形式の文書とも限らない。今回の検討の主眼はむしろ、ネイション・アドレスに、その証書の作成年代および内容との関係性が見いだせるかという点にあるが、結論は否定的である。ウィリアム 2 世治世のどこに多いということは示し得ない（そもそも正確な年代決定をできるものが珍しい）。また、内容は個別的・地域的な権利確認に関するものがほとんどであり、「サマセットの」（no. LVIII）や「ハンティンドンシアの」（no. LXXXII）など、地域が明言されているものも多い。

Regesta Regum Anglo-Normannorum, vol. 2, eds. Charles Johnson and H. A. Cronne, Oxford, 1956 を検討した。Nos. 488-1990 として、ヘンリ 1 世（在位 1100-1135 年）証書の摘要が 1525 通分収録されている（528, 528a のように同じ数字でも区別されている場合がある）。このうち、偽造文書であるものと writ-charter 形式の文書でない（つまりネイション・アドレスの入る可能性がない）らしいものは 82 通、個人宛でこれもネイション・アドレスの入る可能性がないものが 310 通、ヘンリのものでないものが 17 通、のをのぞくと 1116 通となる。摘要部分にネイション・アドレスがあるのは nos. 501, 531, 543, 554, 555, 570, 593, 664, 674（マチルダ）、681, 699, 718, 719, 727, 736,

781, 791, 812, 818a（マチルダが「すべてのフランス人」へ）、821, 837, 844, 846, 864, 892, 931, 945, 967, 972, 1000, 1006, 1007, 1008, 1009, 1011, 1021, 1026, 1032, 1049, 1104, 1111, 1154, 1281, 1305, 1343, 1354, 1407, 1560, 1565, 1657, 1728, 1751, 1784, 1841, 1922, 1936, 1939 の 57 通分である。マチルダのをのぞくと 55 である。また本書の付録にも証書本文（ラテン語）が 326 通付されており、摘要ですでにネイション・アドレスがあるものをのぞくと、nos. I, VII, XII, XV, XVII, XX, XXIV, XXIX, XXXI, XXXIII, XXXV, XXXVII, XXXVIII, XL, XLI, XLII, XLIII, XLV（マチルダ）、L, LX, LXI, LXII, LXXVII, LXXX, LXXXV, LXXXVII, LXXXVIII, XCVII, CVII, CXXII, CXXXV, CXXXVIIA, CXXLI, CXLVI, CXLIX, CL, CLI, CLV, CLVII, CLVIII, CLIX, CLX, CLXI, CLXVI, CLXVI, CLXXIII, CLXXIX, CLXXXIV, CLXXXVIII, CLXXXIX, CXCIV, CCH, CCXV, CCXXV, CCXXVI, CCXXXII, CCXXXIII, CCXXXVI, CCXXXVII, CCXXXVIII, CCXLIII, CCXLVII, CCLIII, CCLIV, CCLVIII, CCLX, CCLXI, CCLXVIII, CCLXXII, CCLXXVII, CCLXXXIX, CCXCV, CCXCIX, CCCV, CCCVI, CCCXIV, CCCXV, CCCXVI, CCCXVIII の計 79 通、マチルダのをのぞくと 78 通にネイション・アドレスがあった。摘要および付録から、ネイション・アドレスを持つものが合計 133 通分見つかったことになる。単純計算をすると、ネイション・アドレスの入りうる証書中じっさいにそれをもつのは約 12%となるが、この場合も vol. 1 同様、摘要ではわからないがネイション・アドレスをもっている可能性のある文書はまだあり得るので、この数字は「最小の場合約 12%」と解されるべきものである。ネイション・アドレスをもつものについて、年代的なことは検出されない。内容は地域的な下賜、家臣による寄進などの確認がほとんどで、「ケントの」「グロスタシアの」といった地域的形容句がネイション・アドレスに付されているものが、特に摘要の場合はほとんどであるが、付録中には「全イングランドの」がいくつか見られる（T. A. M. Bishop, *Scriptores Regis*, Oxford, 1961, p. 2 によれば「ヘンリ 1 世の下では適切な州裁判所の構成員に宛てられるのが普通であった。12 世紀半ば以降はすべての国王の臣民に対する一般的挨拶を持つのが普通だった」）。地域的形容句で最も多いのはグロスタシア（14 例）ついでノーフォクとサフォク（ともに 10 例）、ケントとリンカンシア（ともに 8 例）だが、

これらの地域が、他と違って、めだってノルマン人の数が多い、あるいは両者の数が拮抗している、などといった事情は、少なくとも今回参照し得た限りの文献(H. Thomas, *The English and the Normans*, Oxford, 2003, など)からは読み取ることができなかった。その意味では、地域の実情よりも、文書独自の問題、つまりこれまで数カ所で指摘してきた、文書の影響関係の中で、ネイション・アドレスを考えるべきであろうと思われる(とはいえ、no.CCCXVはルアンのサン・マリ・デ・プレ教会に特権を確認する内容だが、「ルアンのフランス人とイングランド人」にあてられている。この場合は、こうした表現が奇異に感じられないくらい、ノルマンディにもイングランド人がいたことが、仮説的にはあれ、想定される)。ネイション・アドレスのほとんどは「フランス人とイングランド人」だが、「ウェイルズ人」が入る場合があり、摘要の nos.846, 1281, 付録の nos. CLXVI, CCXXXII である。1281 (Exeter 司教区の人々に宛てたもので、司教が Launceston に律修参事会を設置したことの確認などを内容とする)をのぞく3つは、内容面でも、バトル修道院への通行税免除を内容とする共通性があり、相互関係を伺わせているといえよう。

まとめると、イングランドの writ-charter のアドレス部分は、教皇庁文書の強い影響を受けた文言になっていることがまずいえる。但し後者がひじょうに定型化しているのに対し、前者はそうではなく、とくに12世紀前半までは多様性を特徴とする。ネイション・アドレスも、ある意味ではその多様性を構成する要素のひとつであり、定型化が進行する同世紀後半以降、文言から抜け落ちていく。国王証書では、不完全な刊行状況の史料に基づく暫定的結論ではあるが、ウィリアム2世治世からヘンリ1世治世にかけて若干ネイション・アドレスの増加傾向がみられる。聖俗諸侯の証書では、このアドレスはそれほど見られず、また国王尚書部から伝播してきた可能性を想定させる例がある。全体に、内容的に類似した証書でネイション・アドレスが共通に用いられている例がいくつかあり、この場合じっさいに「フランス人とイングランド人」を意識しているというより、文書同士の影響関係が大きいことが推測される。地域的形容句のつくネイション・アドレスも、地域の実情を反映したものというよりは、文書の影響関係の中で使用されたと考える方が妥当かもしれない(ただし例外があり得る)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

①有光秀行、島のソシアビリテ、(雑誌ではなく下記〔図書〕欄記載の論文集に掲載)、2008年、135~148ページ、査読なし

〔学会発表〕(計 1 件)

①有光秀行、ネイション・アドレス研究の現状と展望、日本西洋史学会、2008年6月17日、朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター

〔図書〕(計 1 件)

①阪本浩ほか編著、刀水書房、『ソシアビリテの歴史的諸相』、2008年、248ページ

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

有光 秀行 (HIDEYUKI ARIMITSU)
東北大学・大学院文学研究科・准教授
研究者番号：80253326

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし